# 令和5年村上市議会第1回定例会会議録(第1号)

# ○議事日程 第1号

令和5年2月21日(火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報第1号 定期監査結果報告について
- 第 5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について
- 第 6 請願第1号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に 底上げするための意見書採択を求める」請願書
- 第 7 報第 1号 専決処分の報告について 報第 2号 専決処分の報告について
- 第 8 議第 1号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 議第 2号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 議第 3号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 議第 4号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 議第 5号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 議第 6号 村上市教育委員会委員の任命について
- 第10 議第 7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第11 議第 8号 専決処分の承認を求めることについて
  - 議第 9号 専決処分の承認を求めることについて
  - 議第10号 専決処分の承認を求めることについて
  - 議第11号 専決処分の承認を求めることについて
  - 議第12号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 令和5年度村上市施政方針
- 第13 議第13号 令和5年度村上市一般会計予算
  - 議第14号 令和5年度村上市土地取得特別会計予算
  - 議第15号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計予算
  - 議第16号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
  - 議第17号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計予算
  - 議第18号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
  - 議第19号 令和5年度村上市介護保険特別会計予算

- 議第20号 令和5年度村上市上水道事業会計予算
- 議第21号 令和5年度村上市簡易水道事業会計予算
- 議第22号 令和5年度村上市下水道事業会計予算
- 第14 議第23号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について
  - 議第24号 せなみ巡回バス車両購入契約の締結について
- 第15 議第25号 村上市障がい者計画等審議会条例制定について
  - 議第26号 村上市成年後見制度利用促進協議会条例制定について
  - 議第27号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第28号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第29号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例制定について
  - 議第30号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例制定について
  - 議第31号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第32号 村上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第33号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第34号 荒川いこいの家条例を廃止する条例制定について
- 第16 議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算(第16号)
- 第17 議第36号 令和4年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)
  - 議第37号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第5号)
  - 議第38号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第6号)
  - 議第39号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
  - 議第40号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算(第4号)
  - 議第41号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第5号)
  - 議第42号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算(第4号)

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# ○出席議員(21名)

1番 上 村 正 朗 君 2番 菅 井 晋 一 君

| 3番  | 富   | 樫 | 雅   | 男         | 君 | 4番  | 髙 | 田 |   | 晃 | 君 |
|-----|-----|---|-----|-----------|---|-----|---|---|---|---|---|
| 5番  | 小   | 杉 | 武   | 仁         | 君 | 6番  | 河 | 村 | 幸 | 雄 | 君 |
| 7番  | 本   | 間 | 善   | 和         | 君 | 8番  | 鈴 | 木 | 好 | 彦 | 君 |
| 9番  | 稲   | 葉 | 久 美 | € 子       | 君 | 10番 | 鈴 | 木 | _ | 之 | 君 |
| 11番 | 渡   | 辺 |     | 昌         | 君 | 12番 | 尾 | 形 | 修 | 平 | 君 |
| 13番 | 鈴   | 木 | いも  | 上子        | 君 | 14番 | Ш | 村 | 敏 | 晴 | 君 |
| 16番 | JII | 崎 | 健   | $\vec{-}$ | 君 | 17番 | 木 | 村 | 貞 | 雄 | 君 |
| 18番 | 長名  | { |     | 孝         | 君 | 19番 | 佐 | 藤 | 重 | 陽 | 君 |
| 20番 | 大   | 滝 | 玉   | 吉         | 君 | 21番 | Щ | 田 |   | 勉 | 君 |
| 22番 | 三   | 田 | 敏   | 秋         | 君 |     |   |   |   |   |   |

# ○欠席議員(なし)

# ○地方自治法第121条の規定により出席した者

| 市              | 長      | 高 |   | 橋 | 邦 |   | 芳 | 君 |
|----------------|--------|---|---|---|---|---|---|---|
| 副市             | 長      | 忠 |   |   |   |   | 聡 | 君 |
| 教 育            | 長      | 遠 |   | 藤 | 友 |   | 春 | 君 |
| 総務課            | 長      | 東 | 海 | 林 |   |   | 豊 | 君 |
| 財 政 課          | 長      | 長 | 谷 | 部 | 俊 |   | _ | 君 |
| 企画戦略課          | 長      | 大 |   | 滝 | 敏 |   | 文 | 君 |
| 税務課            | 長      | 大 |   | 滝 | 慈 |   | 光 | 君 |
| 市民課            | 長      | 板 |   | 垣 | 敏 |   | 幸 | 君 |
| 環境課            | 長      | 瀬 |   | 賀 |   |   | 豪 | 君 |
| 保健医療課          | 長      | 押 |   | 切 | 和 |   | 美 | 君 |
| 介護高齢課          | 長      | 大 |   | 滝 | き | < | み | 君 |
| 福 祉 課          | 長      | 木 |   | 村 | 静 |   | 子 | 君 |
| こども課           | 長      | 中 |   | 村 | 豊 |   | 昭 | 君 |
| 農林水産課          | 長      | 小 |   | Ш | 良 |   | 和 | 君 |
| 地 域 経<br>振 興 課 | 済<br>長 | 田 |   | 中 | 章 |   | 穂 | 君 |
| 観光課            | 長      | 永 |   | 田 |   |   | 満 | 君 |
| 建設課            | 長      | 須 |   | 貝 | 民 |   | 雄 | 君 |
| 都市計画課          | 長      | 大 |   | 西 |   |   | 敏 | 君 |

上下水道課長 稲 秀 君 垣 和 会計管理者 菅 原 明 君 農業委員会 八藤 君 後 茂 樹 事 務 局 長 代表監查委員 小 田 健 司 君 選 管・監査事務局長 君 木 村 俊 彦 消 防 長 中 栄 君 田 学校教育課長 子 渡 辺 律 君 生涯学習課長 平 子 祐 君 山 荒川支所長 平 智 枝 子 君 田 神林支所長 加 藤 誠 君 朝日支所長 岩 沢 深 雪 君 山北支所長 大 滝 寿 君

# ○事務局職員出席者

 事務局長
 内
 山
 治
 夫

 事務局次長
 鈴
 木
 渉

 書
 記
 中
 山
 航

#### 午前10時00分 開 会

○議長(三田敏秋君) おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和5年第1回定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力を お願いします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(三田敏秋君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、11番、渡辺昌君、19番、佐藤重陽君を指名いたします。ご了承を願います。

#### 日程第2 会期の決定

○議長(三田敏秋君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月14日、議会運営委員会を開き、ご協議をいただいた結果、今定例会の会期はお手元に配付の会期及び日程(案)のとおり、本日から30日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月22日までの30日間と決定をいたしました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長(三田敏秋君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、私から常任委員会委員の選任についてご報告を申し上げます。令和4年第4回定例会において設置された一般会計予算決算常任委員会について、去る1月13日、委員会条例第8条第1項の規定により、同委員会の委員に全議員を指名しましたので、同条例第8条第3項の規定により報告をいたします。なお、委員長には大滝国吉君が、副委員長には小杉武仁君が就任いたしましたので、申し添えておきます。

次に、理事者から報告をお願いします。

市長。

### 〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、令和4年12月22日からの大雪による災害についてご報告いたします。昨年12月18日からの大雪に続き、12月22日、本市に暴風雪警報、波浪警報が発令され、翌23日には大雪警報が発令さ

れる状況となりました。高波や大雪が予想されたことから、本市では災害対策本部を設置して対応に当たり、国道345号の瀬波勝木間の通行止めに伴い、瀬波地域コミュニティセンターと福祉センターゆり花会館を一時滞在施設として開設したほか、国道7号の大須戸上大鳥間の通行止めにつきましては、朝日みどりの里体験交流センターに一時滞在施設を開設して安全の確保に努めたところであります。

市内全域にわたり、大雪による倒木のため道路の通行止めや電線の破断による停電が多数発生いたしました。倒木処理のため道路除雪が進まず、復旧までに時間を要し、14集落が一時孤立状態となりました。この状況を踏まえ、県では本市に対し、今年度2度目となる災害救助法の適用を決定したところであります。

市では、孤立や断水のおそれのある集落に支援物資を配布するとともに、ライフラインの確保に 努めたところであり、除雪、倒木撤去等の作業をお願いをいたしました事業者の皆様には、昼夜を 問わず作業に従事していただきました。また、電力事業者の皆様には170人体制で停電の復旧作業に 当たっていただき、26日には全ての地域においてライフラインの復旧を完了したところであります。 復旧作業にご尽力いただいた皆様に改めて感謝を申し上げる次第であります。

降雪期初めの大雪により、119集落に及ぶ広範囲な停電、また通行止めによる孤立も重なるというこれまで経験したことのない事態となりましたが、各ご家庭における備えや集落内における共助の重要性を改めて強く認識することとなりました。本市では、このたび株式会社ノジマ様からポータブル電源のご寄附をいただき、孤立が想定される集落に対して無償貸与を行って備えを強化したところであります。今後も自主防災組織未設置地区への設立を促していくとともに、万が一のときに備える事前防災への取組を進めてまいります。

なお、1月以降も記録的な寒波が襲来し、今冬の大雪により除排雪に係る予算が不足する見込み となったことから、除排雪経費を増額する補正予算を2月3日付で専決処分させていただいたとこ ろであります。

次に、鳥インフルエンザへの対応についてご報告いたします。全国的に鳥インフルエンザの発生報告が増加している中、本年1月5日、本市の採卵鶏農場において高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されました。県は、同日、新潟県鳥インフルエンザ対策本部を設置し、本市におきましても防疫対策本部を設置して迅速に防疫作業の準備に着手したところであります。防疫作業は翌6日の朝から24時間体制で行われ、約130万羽の殺処分をおおむね2週間で行う目標で開始されました。作業は順調に進捗し、1月16日には殺処分が完了し、その後は清掃、消毒の作業期間を経て、1月19日には防疫措置を完了いたしました。

防疫作業につきましては、県が主体となり、県内市町村からの職員派遣に加え、自衛隊の災害派遣を含め、延べ1万人による大規模な体制で進められました。また、埋却は当該採卵鶏農場の敷地内で行われ、作業につきましては、降雪期の非常にタイトなスケジュールの中、地元建設業協会か

ら延べ1,000人の応援をいただき、予定どおり進めることができました。国内で過去2番目に多い130万羽に及ぶ防疫作業となったわけでありますが、非常に迅速に対応していただいたところであります。県をはじめ、県内市町村、自衛隊、そして地元建設業協会、ご協力いただいた全ての皆様に改めて心より感謝を申し上げる次第であります。

なお、鳥や卵などの移動制限につきましては2月10日に解除となり、同日に県及び本市の対策本 部も解散をいたしたところであります。

次に、令和4年8月3日からの大雨による災害に係る復興の状況についてご報告いたします。避難指示区域となっているエリアの応急復旧工事の状況についてでありますが、現在、小岩内集落山側の沢から流出した土砂や流木の撤去及び流路の確保について、3月中の工事完了を目標に応急復旧工事を進めているところであります。また、梨木集落の宅地並びに市道ののり面復旧工事につきましては、本年6月の工事完了を見込んでいるところであります。

今後の避難指示の解除につきましては、応急復旧工事の進捗に合わせて新潟大学の災害・復興科学研究所に避難指示区域の現地調査をしていただく予定としておりますので、その調査の結果により安全性が確認された後、避難指示を解除したいと考えております。降雪や雪解けの状況により時期が前後する可能性はありますが、可能な限り早急な対応に努めてまいります。

坂町駅周辺で発生した大規模な浸水被害に対する治水対策についてでありますが、昨年末、県事業である春木山大沢川災害復旧助成事業及び河川災害復旧等関連緊急事業が採択され、今年度から着手されることとなりました。県は、河道拡幅や二線堤、輪中堤整備等を実施し、早期に浸水被害の軽減を図るとしており、1月29日に荒川圏域河川整備計画住民説明会が開催されたところであります。

農地、農業用施設の災害復旧についてでありますが、農業用水につきましては、4月中旬の取水 時期までにはおおむね復旧できる見込みであります。一部復旧が遅れる箇所につきましても、応急 仮設での対応を予定いたしているところであります。

農地につきましては、市内で約7~クタールが今年の耕作が難しい状況であります。それ以外ではおおむね水稲の作付が可能でありますが、工事の進捗により水稲の作付が難しくなる圃場につきましては、大豆やソバなどの戦略作物への転換により収入の確保が可能となるよう支援することといたしております。

なお、被災農家の災害復旧に係る負担軽減につきましては、議会からの申入れもあったところでありますが、被災された農家の皆様の早期の事業継続に資するため、去る1月13日に災害復旧費の分担金徴収に係る特例を定める条例及び補正予算を専決させていただき、対応することといたしたところであります。これにより、被災農家の災害復旧費分担金は、国県補助事業につきましては徴収をしない、市単独事業につきましては、農地では100分の1、農業用施設では徴収しないことといたしたところであります。

また、令和4年8月3日からの大雨による災害を受け、昨年12月24日の開催を予定し、大雪により延期としておりました災害復興・防災シンポジウムにつきましては、3月18日に開催することといたしました。内容は、当初ご案内いたしておりましたとおり、昨年8月の豪雨災害の振り返りやご尽力いただいた皆様に対する感謝状を贈呈させていただくことといたしております。ぜひ大勢の皆様にご参加をいただきますようお願い申し上げます。

同じく大雪のため延期いたしておりました陸上自衛隊第12音楽隊によるがんばろう!!村上 復 興応援コンサートにつきましても3月25日に開催することといたしました。前回の入場券をお持ち の方には別途案内状をお送りいたしますので、入場券は当日お持ちいただきますようお願いいたし ます。

次に、新型コロナウイルス感染症についてご報告いたします。国内では、最初に新型コロナウイルス感染症が確認されて3年が経過し、その間8度の感染拡大の波を経験してきたわけでありますが、その第8波も現在は新規感染者の減少傾向が続いている状況であります。本市を含め新潟県内においても、1月中旬以降、減少傾向が継続しており、第8波のピークは越えたとの認識が示されております。

国では、昨年来、withコロナに向けた新たな段階への移行を進めてきたところでありますが、 先般、この流れの中で大きな節目となる 5 類感染症への移行の方針が示されました。 5 月8日に新 型コロナウイルス感染症法上の位置づけをこれまでの 2 類相当から季節性インフルエンザと同等の 5 類に変更するというものであります。医療提供体制や医療費の公費支援などの対応については、 今後具体的な方針を示すとされております。

新型コロナワクチン接種につきましては、4月以降、接種をどのように行っていくかについて専門家による検討が進められているところでありますが、必要な接種については引き続き自己負担なく受けられるようにするとされているところであります。

また、マスク着用の考え方を見直し、3月13日からマスク着用は個人の判断に委ねることを基本 とし、高齢者施設を訪問するときなど、一定の場合はマスク着用を推奨するとしております。

今後、様々な場面でコロナ前の姿が取り戻されていくことが予想されますが、社会経済活動の回復に向けた動きを活発化させていく中においても、重症化リスクの高い方を守ることを念頭に、リスクに応じた感染対策を実施していくことが重要だと考えているところであります。

次に、令和4年第4回定例会でご報告申し上げた以後の各報告事項につきましては、配付資料の とおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災が4件であります。

寄附の申出につきましては配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。 ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和4年11月から令和5年1月の間に1万5,854件、2億 8,170万2,701円の申込みを受けることができました。また、企業版ふるさと納税につきましては、 株式会社ダイナム様より200万円のご寄附をいただきました。深く感謝を申し上げますとともに、有 効に活用させていただきます。

以上、ご報告いたします。

- ○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。 17番、木村貞雄君。
- ○17番(木村貞雄君) それでは、2点ほどお伺いしますけれども、最初に大雪による停電、このことについてまず伺いますけれども、今ほど資料をもらって、見ても分かるとおり合計で9,183世帯、非常に大きな数字なのですけれども、この件について、電力さんがやっているわけですけれども、市としての考え方といいますか、対処の方法というのはどんなふうに考えていますか。
- ○議長(三田敏秋君) 総務課長。
- ○総務課長(東海林 豊君) 私どものほうでは、これは電力さんが当然対応することになるわけですけれども、電力さんのほうと状況の情報を共有をしながら、当然早く復旧していただくようにお願いをしていたところでございます。
- ○議長(三田敏秋君) 木村貞雄君。
- ○17番(木村貞雄君) その点ですけれども、最近、今現在、電力さんで調査しています。各個々を 回って、どこの木なのか、その承諾を得るために同意書をもらって調査しています。その件で市長 にお伺いしたいのですけれども、やはりこれからというのは公助だけでなくて自助、共助というも のは重要なことなので、それで一番やはり集落とかその辺のを知っているのは集落の区長さんか役 員とか、その方が一番よく分かるので、その辺でそういった電力さんと連係したプレーはできない のでしょうか。
- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) これまでも冬期間に入る前に、支障木となるおそれのある立ち木等については、また枝が道路に出ていきそうなところについては、いろいろな形で、市もそうでありますけれども、支障木の点検はさせていただいております。今般の大雪については、それをはるかに上回るような大雪だったので、それ以外のものについても倒木、これ幹折れもありましたので、相当重かったということであります。そうした中で、地域の皆様方から情報収集をする、これ非常に重要な視点だというふうに思っておりますので、今後、事前防災の観点から、先ほど申し上げましたとおり取組は進めていきたいというふうに考えております。
- ○議長(三田敏秋君) 木村貞雄君。
- ○17番(木村貞雄君) もう一点は、鳥インフルエンザについてですけれども、本市の全体的にこれ から営業を再開できる見通しはどんなふうになっていますか。
- ○議長(三田敏秋君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(小川良和君) そちらにつきましては、事業者さんのほうで対応されることなのですけれども、まず再開に向けての条件といたしましては、新たな埋設場所の確保と、あと防疫の状

況の確認というようなところで、下越家畜保健衛生所さんのほうの指導の中で防疫体制含めて対策がしっかり整ったといったものが確認された段階で初めて再開のほうに進めるといった形になりますので、今の時点でいつというのはちょっとまだ分からないという状況ですけれども、それに向けた関係機関での調整等を今されているというふうに認識しております。

- ○17番(木村貞雄君) 終わります。
- ○議長(三田敏秋君) ほかに。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 議会報第1号 定期監査結果報告について

○議長(三田敏秋君) 日程第4、議会報第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。 直ちに質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について

○議長(三田敏秋君) 日程第5、議会報第2号 財政援助団体監査結果報告についてを議題といた します。

直ちに質疑を行います。

12番、尾形修平君。

○12番(尾形修平君) ご苦労さまでございます。

2ページにあります個別事項の中で、観光協会のほうに対しての補助金交付要綱に基づかない対象外経費が対象経費として計上されていたということでありますけれども、ちょっと具体的な内容を教えていただきたいと思います。

- ○議長(三田敏秋君) 代表監査委員。
- ○代表監査委員(小田健司君) 対象外経費の内訳としましては幾つもありますが、何点か申し上げますと、観光協会で負担すべき補助事業以外での会議費であったり、消耗品の購入であったり、そういったものが補助対象経費として算定されるところでございます。
- ○議長(三田敏秋君) 尾形修平君。
- ○12番(尾形修平君) これ監査委員の意見書にも出ていますけれども、これ所管課は観光課だと思 うのだけれども、観光課のほうでこのチェックができなかったというのはなぜでしょうか。
- ○議長(三田敏秋君) ちょっと今、これ質疑こっちできないので、申し訳ありません。
- ○12番(尾形修平君) 分かりました。これは委員会で、後でお聞きしたいと思います。

終わります。

○議長(三田敏秋君) ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 請願第1号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。 抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書

○議長(三田敏秋君) 日程第6、請願第1号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

1番、上村正朗君。

# 〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番(上村正朗君) 皆さん、おはようございます。議員番号1番の上村正朗でございます。請願 第1号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための 意見書採択を求める」請願書につきまして、紹介議員として若干の補足説明をさせていただきます。

請願趣旨、請願事項、それから意見書案の内容についてはお読み取りいただきたいと思いますけれども、請願事項としては、1点としては、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること、2つ目として、地域別最低賃金を1,500円以上を目指すこと、3点目として、最低賃金の引上げに当たっては中小企業に対する支援の抜本的な強化を図ることの3点が請願事項になっておりまして、意見書を国の関係機関に提出することを求める、そういう内容の請願というふうになっております。

若干の補足説明ですが、まず最初に全国一律最低賃金制度に改正することという項目ですが、現在、最低賃金は都道府県ごとに定められています。令和4年度において最高額の東京都は、地域別最低賃金のほうですけれども、東京都は時給で1,072円、最も低い青森県や沖縄県などは853円となっておりますので、時給で219円、1日8時間労働として日額1,752円、1か月22日働くとすると月額3万8,544円の格差があります。新潟県は全国最低、一番低いというわけではないのですけれども、東京都との比較では、時給で182円、日額で1,456円、月額で3万2,032円の差というふうになっています。これが年収に跳ね返るわけでございますので、この給与の格差というものが新潟県を含む地方の人口流出と人口減少の理由の一つになっているものと考えられます。

では、最低賃金はそれだけ格差があるわけですけれども、実際の生活費の実態はどうなっているのでしょうかということで確認をいたしました。全国労働組合総連合という労働団体が全国27都道府県で最低生活費試算調査という調査に取り組んだそうですけれども、その調査結果によると、毎月の最低生活費は、新潟市が24万2,005円、東京都北区は男性が24万9,642円、女性が24万6,362円、さいたま市は男女の平均ですけれども、24万1,879円ですので、新潟市の24万2,005円と東京や埼玉

の最低生計費というのはほぼほぼ同じ水準になっています。都市部では、ご承知のとおり家賃等の 住居費用が非常に高くなっているわけですけれども、新潟県をはじめとする地方では、アパートの 家賃は低くなっておりますが、通勤用自動車の維持費用が非常に高くなっておりますので、東京等 の都市部と新潟のような地方部地域で生計費にはそんなに大きな差が見られないという調査結果が 出ております。これを踏まえますと、生活費の水準が同程度であるとすれば、最低賃金も同水準で なければならないというふうに私も考えますので、全国一律最低賃金制度の要望には道理はあると いうふうに考えています。

それと、もう一つの1,500円以上を目指すことの1,500円ということの妥当性ですけれども、これも私なりに試算しましたけれども、東京都の1,072円という最低賃金を基に月額をはじき出すと18万8,672円ですので、先ほど出てきた北区で24万9,000円、25万円近い最低生計費の調査がありますので、最低生計費と比べると東京都の最低賃金額でもちょっとやはりそこまで届かないのかなということで、先ほどの調査結果によれば、27都道府県どの地域においても月の生活費は大体22万円から26万円程度必要だということ、そういう結果が示されておりますので、請願書にある最低賃金1,500円ということで計算しますと、月額が26万4,000円ですので、8時間働いて健康で文化的な生活を送るという観点から見て、1,500円というのは妥当な水準ではないかなというふうに考えます。あとは、最低賃金の額が妥当であったとしても、それを支払える条件があるのかということが併せて非常に大事になってくるわけですので、請願事項の3番目にある中小企業向けの支援策。これ

あとは、最低賃金の額が妥当であったとしても、それを支払える条件があるのかということが併せて非常に大事になってくるわけですので、請願事項の3番目にある中小企業向けの支援策、これの抜本的な充実が不可欠だというふうに考えております。政府も骨太の方針で中小企業向けの支援策出しておりますが、加えて社会保険料の事業所負担の軽減をはじめとする、まさにきめ細かな、今はやりの言葉で言えば異次元の中小企業向けの支援が併せて必要だなというふうに考えております。

ということで、以上3つの請願項目について私なりに検討した結果、これは紹介して皆さん方の 議論、紹介議員となっても問題ないなということで紹介をさせていただくことになりました。議員 各位におかれましては、本請願の趣旨をお酌み取りいただき、何とぞ賛成賜りますようお願い申し 上げまして、私からの補足説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。
  - 5番、小杉武仁君。
- ○5番(小杉武仁君) お疲れさまです。私から、では若干質問させていただきたいと思います。 今ほどご説明いただきましたけれども、地域の実情と今の説明と、果たしてそうなのかなという 部分がちょっと感じられるのですけれども、実際に1,500円まで引き上げたいという思いは、実は昨 年もこの村上市議会のほうに上がってきておりますよね。請願という形でしたけれども、これが否 決となっております。そのときの趣旨説明内容がこのたびの意見書案と同文なのです。同じような 内容になっています。これも踏まえて、前回の議会に上げられてきたものも紹介議員のほうで承知

されていると思いますけれども、その辺の関連性というか、その辺はどのようにお考えになられているのですか。

- ○議長(三田敏秋君) 上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) すみません。私としては、今回の請願と意見書の中身をきちんと把握して、 自分なりにいろいろ調べて妥当性を検証しましたので、前回の説明との整合性は取れていないのか な、特に整合性については検証しておりませんので、申し訳ございません。
- ○議長(三田敏秋君) 小杉武仁君。
- ○5番(小杉武仁君) 分かりました。

それでは、ちょっと中身について触れたいと思うのですけれども、これ実際1,500円まで引き上げたときに、当然従来から雇用されている方もいますよね、事業者にすれば。その雇用者に対しても賃金を引上げをしていかないと、なかなかその雇用形態というか、事業者の中でも温度差も、格差も出てくるように感じるのですけれども、そうするとかなり事業者の負担が増えてくるのです、実際は。現実問題は。最低賃金を上げることによって従来の雇用者も賃金を引き上げていかないと、ちょっと事業体としては難しいのかなと思うのですけれども、現実そうすると会社としての収益にも関わってきますし、今このコロナ禍で、物価高騰も相まって、非常に苦しい状況で経営されている方多いと思うのです。今のこの現状を踏まえての今回の意見書というのは、果たして今の状況に合っているのかどうか、事業者の声としたら非常に難しい状況の中でこの意見書がふさわしいのかどうか、当然委員会のほうで審査はされるのでしょうけれども、その辺のお考えどうですか。

- ○議長(三田敏秋君) 上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) 小杉議員ご存じのとおり、日本はOECDやG 7の国々の中で30年間賃金が上がらない非常に希有な存在になっていて、それは政府のほうも非常にそういう認識はありますので、政府の岸田首相のお話なんか聞いていても、非常に力を入れて賃金の引上げには取り組んでいただけるということだと思いますので、1,500円というのは、これは本当に実現すると強制力を伴って強行的にあれするわけですが、これはあくまでも政策目標ですので、1,500円以上という政策目標を示して、では導引できる政策、制度改善は何かということを当然政府のほうも力を入れて検討していただけるものだと思っておりますので、その辺、1,500円以上を目指して、少なくとも1,500円というのは、標準生計費から考えると、それは妥当だと思いますので、その目標を実現するためにどれだけ政策、制度の改善が導引できるのかなと、そこはまず一生懸命考えていくということで、結果としてそれが1,000円になろうが、1,300円になろうが、それはやむを得ないと思いますけれども、まず標準生計費を満たす1,500円を目指していろいろ検討していっていただきたいという趣旨だというふうに私は受け止めておりますので。
- ○議長(三田敏秋君) 小杉武仁君。
- ○5番(小杉武仁君) ありがとうございます。非常に私もそこの部分に関しては分かりますし、項

目にある最低賃金の引上げに当たっては中小企業に対する支援の抜本的な強化を図ること、ここがやはり一番最初に大事になってきて、その後に当然賃金の引上げというのも議論になってくるかもしれませんけれども、唐突に、唐突というわけではないのでしょうけれども、やはり1,500円というのがどおんとピックアップされてくると、非常に事業者の方々が混乱すると思います。地域の中でもそうでしょうけれども、私も35年ぐらい前でしょうか、就職したのが、その頃は600円台だったと記憶しています。当然今とは違いますし、昨年の10月ですか、引上げになっておりますけれども、非常に事業者の方々、数十円であっても、数百円であっても、それぞれ雇用形態が違いますので、非常に難しくなってくるなと思いますし、説明でもあったとおり、福利厚生費も大きく関わってきますので、これはちょっとやっぱり慎重に考えながら地域の中でも議論していく必要があるのではないかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○議長(三田敏秋君) ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則の規定により、請願文書表のと おり経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7 報第1号 専決処分の報告について 報第2号 専決処分の報告について

○議長(三田敏秋君) 日程第7、報第1号及び報第2号の2議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。 市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました報第1号及び報第2号につきまして、一括してご報告を申し上げます。

この2件は、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしたものであります。

初めに、報第1号は、令和4年11月10日、黒田地内の市道黒田3430号線において、相手方車両が 当該箇所を通過した際、市道上の舗装剥離による段差により車両が損傷したものであります。本件 は市道管理上の瑕疵により発生した事故であり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、 車両の修繕費として9万4,128円を賠償するものであります。

次に、報第2号は、令和4年12月19日に神林農村環境改善センターにおいて、定期利用団体が施

設を利用中、施設備品である天板折り畳み式テーブルの上に抹茶茶わんを並べて使用していたところ、天板のロックが不良となっていたため天板が倒れ、抹茶茶わん10個が床に落下し、破損したものであります。本件は施設備品管理上の瑕疵により発生した事故であり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、抹茶茶わん10個の時価相当額として4万円を賠償するものであります。

なお、この2件につきましては、いずれも示談が成立したことから、このたびご報告するもので あります。

以上であります。

○議長(三田敏秋君) これから一括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わり、報告を終わります。

それでは、午前11時まで休憩といたします。

午前10時43分 休憩

## 午前11時00分 開議

○議長(三田敏秋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議第1号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第2号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第3号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第4号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第5号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(三田敏秋君) 日程第8、議第1号から議第5号までの5議案は、いずれも固定資産評価審 査委員会委員の選任についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

# [市長 高橋邦芳君登壇]

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第1号から議第5号までの5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この5議案は、いずれも令和5年5月19日で任期満了となります村上市固定資産評価審査委員会 委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意を求めるものであります。

委員の数は5人で、本市各地域から1人ずつ選任することとし、村上地域からは村山誠氏を、山 北地域からは斎藤誠氏を適任と考えて再任し、神林地域からは八藤後茂樹氏を、朝日地域からは吉 村和昭氏を、荒川地域からは川崎光一氏をそれぞれ適任と考えて新たに選任するものであります。 なお、5人の方の略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから一括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちにボタン式投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。 最初に、議第1号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。 次に、議第2号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。 次に、議第3号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。 次に、議第4号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第4号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第5号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第5号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 議第6号 村上市教育委員会委員の任命について

○議長(三田敏秋君) 日程第9、議第6号 村上市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第6号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第2項の規定に基づき、議会のご同意を求めるものであります。

令和5年5月20日をもちまして任期満了となります村上市教育委員会委員、横山吉夫氏について、 適任と考え、引き続き村上市教育委員会委員として任命しようとするものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては4年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに無記名投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで無記名投票により採決をいたします。 議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長(三田敏秋君) ただいまの出席議員数は議長を除き20名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長(三田敏秋君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長(三田敏秋君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の 上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票 は否とみなすことになっておりますので、その点特にご注意を願います。

なお、川崎健二君から、無記名投票に際し、自席で投票したい旨の申出があり、これを許可しま したので、ご了承を願います。

それでは、点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長(三田敏秋君) 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、11番、渡辺昌君、19番、佐藤重陽君を指名いたします。

両人の立会いを願います。

〔開票〕

○議長(三田敏秋君) 開票の結果を報告します。

投票総数20票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成20票、反対零票、以上のとおりであります。

よって、議第6号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10 議第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(三田敏秋君) 日程第10、議第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

#### 〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第7号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の推薦につきまして、議会のご意見を求めるものであります。

本市区域に法務大臣から委嘱されております人権擁護委員のうち、令和5年9月30日をもって任 期満了となります田島一郎氏について、適任と考え、引き続き推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。それでは、投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第7号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第11 議第 8号 専決処分の承認を求めることについて

議第 9号 専決処分の承認を求めることについて

議第10号 専決処分の承認を求めることについて

議第11号 専決処分の承認を求めることについて

議第12号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(三田敏秋君) 日程第11、議第8号から議第12号までの5議案は、いずれも専決処分の承認 を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第8号から議第12号までの5議案につきま

して、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この5議案は、令和4年8月3日からの大雨による災害に関する条例制定のほか、令和4年度の一般会計及び特別会計の補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

初めに、議第8号は、令和4年8月3日からの大雨による災害に係る村上市農地農業用施設災害復旧事業の経費の分担金徴収条例の特例に関する条例制定についてであります。昨年8月の豪雨災害に係る農地及び農業用施設の災害復旧費用は、被災農家にとって農業経営上の大きな負担であり、被災農家の継続的な経営の安定化を図るために負担の軽減が求められております。そのため、このたびの災害が本市にとって未曽有の激甚災害であったわけでありますが、被災した農地、農業用施設の災害復旧につきましては、被災農家の早期の事業継続に資すること、さらには食料安全保障の観点からも本市の農業基盤を早急に復旧することが必要であることから、復旧事業に係る経費の分担金徴収条例で定める分担金については不徴収または減免とするための特例に関する条例を制定したものであります。これにより、被災農家の災害復旧費分担金は、国県補助事業につきましては徴収をしない、市単独事業につきましては、農地では100分の1、農業用施設では徴収しないことといたしました。

次に、議第9号は令和4年度村上市一般会計補正予算(第13号)についてであります。歳入歳出 予算の総額にそれぞれ1,200万円を追加し、予算の規模を508億6,410万円といたしました。

補正予算の内容といたしましては、昨年12月23日からの大雪により破損した情報通信施設の復旧経費に係るものであり、歳入におきましては、第11款地方交付税で普通交付税1,200万円を、歳出におきましては、第2款総務費で情報通信事業特別会計繰出金1,200万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第10号は令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,200万円を追加し、予算の規模を3億3,940万円といたしました。

補正予算の内容といたしましては、ただいま議第9号でご説明をいたしましたとおり、昨年12月23日からの大雪により破損した光伝送路等の情報通信施設の復旧経費に係るものであり、歳入におきましては、第3款繰入金で一般会計繰入金1,200万円を、歳出におきましては、第1款総務費で各地区の施設維持管理経費1,200万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第11号は令和4年度村上市一般会計補正予算(第14号)についてであります。議第8号でご説明をいたしました令和4年8月3日からの大雨による災害に係る村上市農地農業用施設災害復旧事業の経費の分担金徴収条例の特例に関する条例の制定により、分担金を減額することに伴い、歳入予算の組替えを行ったものであります。歳入歳出予算の総額に増減はありません。

歳入におきましては、第11款地方交付税で普通交付税1億200万円を追加し、第13款分担金及び負

担金では農業施設分担金1億200万円を減額いたしました。

歳出の増減はありません。

最後に、議第12号は令和4年度村上市一般会計補正予算(第15号)についてであります。歳入歳 出予算の総額にそれぞれ3億2,400万円を追加し、予算の規模を511億8,810万円といたしました。

補正予算の内容といたしましては、1月までの降雪状況を考慮し、不足が見込まれる除排雪経費を追加したほか、住宅リフォーム事業補助金について、事業の早期着手を可能とするため債務負担 行為を設定をいたしました。

歳入におきましては、第11款地方交付税で1億8,400万円を、第19款繰入金で財政調整基金繰入金 1億4,000万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第8款土木費で除雪対策経費3億2,400万円を追加をいたしました。 以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(三田敏秋君) これから一括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第8号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 討論なしと認めます。

これから議第8号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第8号は原案のとおり承認をすることに決定をいたしました。

次に、議第9号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 討論なしと認めます。

これから議第9号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第9号は原案のとおり承認をすることに決定をいたしました。

次に、議第10号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 討論なしと認めます。

これから議第10号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第10号は原案のとおり承認をすることに決定をいたしました。

次に、議第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) 討論なしと認めます。

これから議第11号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第11号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第12号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 討論なしと認めます。

これから議第12号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第12号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第12 令和5年度村上市施政方針

○議長(三田敏秋君) 日程第12、令和5年度村上市施政方針について、市長の発言を許します。 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) 令和5年村上市議会第1回定例会の開催に当たり、新年度の市政運営における私の所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

初めに、全国的に人口減少や少子高齢化が加速化し、本市においても人口減少が顕著に表れている中、人口減少を「問題」としてだけでなく「変化」として現実を受け止め、各自治体や関係機関と連携しながら、各種施策を講じているところであり、昨年度は、「あふれる笑顔のまち村上」を

将来像に掲げ、第3次村上市総合計画をスタートさせました。

本市ではこれまでも、人口減少対策についての取組を積極的に進めてきたところでありますが、このたびの新潟大学の学術指導により、専門的な立場から指導をいただきながら、より効果的な取組を進めることとするほか、SDGsの理念の下、子育て支援や地域の活性化をはじめ、ゼロカーボンシティへの取組、DXの推進、人々の多様性が尊重される社会の構築など、将来にわたり本市が「持続するまち」であり続けられるよう、一歩一歩着実にその取組をスタートさせたところであります。

そうした中、昨年8月3日からの大雨により、市内の観測地点で24時間降水量が観測史上最高を 記録するなど、荒川地域、神林地域を中心に市内全域で大きな被害に見舞われました。

一夜にして日常の生活が奪われ、今なお、37世帯、129人の方々に避難指示を継続せざるを得ず、 被災者の皆様、市民の皆様に大変なご負担をおかけしております。

これほど大きな災害にもかかわらず、一人の命も失うことなく避難行動を行っていただいたことは、日頃からの地域の皆様の防災に対する取組の成果が表れたものであると、心より感謝申し上げるとともに敬服いたしているところであります。

また、発災直後から国や県、各自治体や各団体から迅速なご支援をいただいたほか、全国各地の皆様から温かい励ましと応援をいただき、改めて感謝を申し上げます。

一日も早い復旧を願うところでありますが、被災された皆様が以前のような日常を取り戻すまでには、まだ時間がかかりますので、被災者に寄り添いながら、「復興タイムライン」に基づき確実に復興を成し遂げるための歩みを着実に進めてまいります。

他方、新型コロナウイルス感染症との闘いは、今年で4年目に突入しますが、これまでの闘いの中で、我々は様々な場面で経験を積み重ね、withコロナの時代の新たな取組や価値観、ライフスタイルを生み出してきました。3年ぶりに村上大祭、瀬波大祭、岩船大祭の屋台行事や村上・笹川流れ国際トライアスロン大会、元旦マラソン大会も開催されるなど、市内にも活気が取り戻されつつあります。

そうした中、昨年末から市内でも感染症患者の増加が見られ、いわゆる第8波が続いておりますが、国は、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけを「5類」に引き下げるとしており、これまで3年にわたるコロナ禍で生活のあらゆる場面で制限を受けてまいりましたが、これらの制限が大幅に緩和されるなど、コロナ禍におけるニューノーマル時代を迎えることとなります。

本市といたしましては、市民の安全・安心を第一に考え、感染症対策と社会経済活動の両立をしっかりと支えてまいります。

令和5年度は、災害からの復旧・復興を最優先としながらも、第3次村上市総合計画を着実に実 行に移していく所存でありますので、皆様のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本年度の予算規模でございますが、一般会計総額358億円で、昨年度を18億円上回る予

算となっており、主要財源は、市税で65億円、地方交付税で138億1,000万円、国県支出金で54億2,000万円、市債で30億9,000万円を見積もりました。

歳出予算につきましては、昨年度からの継続事業である市道藤沢停車場線桃崎人道橋修繕事業や 普通河川滝矢川改修事業を計上したほか、防災行政無線設備更新事業、道の駅朝日拡充事業、子育 て支援拠点施設整備事業などを計上いたしました。また、昨年度補正予算により取り組んだ学校給 食費多子世帯軽減助成事業を継続するほか、産婦健康診査費用助成事業や新生児聴覚検査費用助成 事業を新たに計上いたしました。

続きまして、各分野の取組につきまして、第3次村上市総合計画の基本目標に合わせて順にご説明申し上げます。

それでは、基本目標 1 「子育てと健康のまち」につきまして、本年度の主な取組についてご説明いたします。

初めに、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」につきましては、産婦健診及び新生児 聴覚検査の助成事業を新たに実施するほか、出産・子育て応援事業や妊産婦医療費助成、小児科・ 産婦人科オンライン相談などを実施するとともに、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期 からの切れ目のない支援に努め、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握し、各地域に設置されて いる子育て支援センターと一体となって、育児不安と子育ての孤立解消に取り組んでまいります。

昨年オープンいたしました屋内遊び場につきましては、雨天時や冬期間に子どもたちが安全に遊べる場として、利用者の声に耳を傾けながら施設の充実を図るとともに、隣接する校舎棟につきましても、子育て支援に資する事業や活動が展開されることを念頭にした利活用に取り組んでまいります。

老朽化が課題となっている保育園等の整備や保育士の確保につきましては、民間活力を活用して施設整備を行っていくことや、保育士資格取得の支援による、人材確保を行うなど幅広い保育ニーズに対応できる体制整備を進めるほか、出前託児事業やファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業など子育てと就労の両立支援を推進してまいります。

また、昨今、子育て支援団体の重要性が高まりを見せ、活動が活発に行われていることから、各団体と密接に連携しながら各種事業に取り組んでまいります。

「心と体の健康を守り、元気に暮らし続けられるまちづくり」につきましては、本市が目指す健康づくり活動や食育推進の基本的な方向性を示す「健康むらかみ21計画・食育推進計画(第3次)」の策定に取り組み、元気に暮らし続けられるまちの実現に向けて、健康づくり、食育の推進を図るとともに、国民健康保険の特定健康診査未受診者に対する、AIを活用した受診勧奨対策事業を引き続き実施するほか、新たに後期高齢者を対象とした歯科健診を実施し、早期発見、早期治療につながるよう、健康の維持・向上、心身機能低下の予防を図ってまいります。

また、臨床研修医を含めた若手医師の確保が課題となっている中、医学生への修学資金貸与、臨

床研修医確保支援事業に加え、新潟県と連携した地域枠・医師養成修学資金貸与を新たに実施するなど、市内医療機関と連携しながら地域の医療資源の確保に努めてまいります。

他方、新潟県では、持続可能な地域医療体制を構築する「地域医療構想」の実現に向け、地域包括ケアシステムを支えるための医療機関の機能分化と連携強化の方向性を定めたグランドデザイン Part 2を策定したところであり、全国市長会地域医療確保対策会議の委員として、また新潟県市長会地域医療対策特別委員会の委員長として、国や県と連携しながら、この地域の医療体制の確保に取り組んでまいります。

「高齢者がいきいきと暮らし続けられるまちづくり」につきましては、介護事業所や新潟リハビ リテーション大学、総合型地域スポーツクラブなどと連携することにより、効果的な介護予防事業 を実施し、高齢者のセルフケア能力の向上に努めてまいります。

また、高齢化が急速に進む中、認知症の方や家族を地域で支える体制づくりを進めるとともに、 将来にわたり介護サービスが安定的に持続されるよう、「村上市高齢者保健福祉計画・第9期介護 保険事業計画」の策定を進めてまいります。

「障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり」につきましては、障がいのある人が、将来にわたり自分に合った適切な福祉サービスを受けられるよう、「第4次村上市障がい者計画」、「第7期村上市障がい福祉計画」及び「第3期村上市障がい児福祉計画」の策定を進めてまいります。

また、障がい者が自分らしく社会生活を送るため、個々の特性に応じて能力を十分発揮することができるよう、相談支援事業所や就労支援事業所と連携し、障がいのある方の就労を支援するとともに、昨年4月に開設した村上市障がい者基幹相談支援センターを中心として、総合的かつ専門的な支援を行ってまいります。

年々ニーズが高まっている成年後見制度につきましては、利用促進を図るため、成年後見制度利用促進協議会を設置し、関係機関と連携しながら制度の周知・啓発をはじめ人材の育成に取り組んでまいります。

「地域で支え合い、誰一人取り残さないまちづくり」についてでありますが、市民が抱える悩みは年々複雑化、深刻化し、コロナ禍や物価高騰の影響もあり、フードバンクや子育て支援団体の取組からも、貧困やヤングケアラーに関する問題などが顕在化していることから、各団体と密接に連携しながら、そうした全世代からのあらゆる相談に対して包摂的な対応ができるよう、重層的な支援体制づくりに取り組んでまいります。

中でも、全ての子どもたちが、家庭環境により夢や希望が閉ざされることがないよう、本年度スタートする「村上市子どもの未来応援プラン」に基づき、こうした問題の対策を進めるとともに、こども家庭センターの設置に向けて検討を進めてまいります。

続きまして、基本目標2「豊かで安心なまち」につきまして、本年度の主な取組をご説明いたし

ます。

初めに、「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」につきましては、昨年8月3日からの大雨による災害で、浸水や土砂災害、断水などが発生したほか、12月22日からの大雪による災害では、停電や幹線道路が寸断され孤立集落が発生するなど、市内全域が大きな被害を受けました。災害はいつどこで起こるか分かりません。このたびの災害では、自力での避難や地域ぐるみの避難行動により、一人の命も失うことがなかったことから、「公助」による支援だけでなく、「自助」、「共助」の重要性を改めて認識させられたところであります。こうしたことから、地域防災力のさらなる強化を目指し、自主防災組織の機能強化や未設置地区への設立の促進、防災士の育成に取り組むとともに、地域の皆様のご協力を得ながら、避難行動に支援が必要な高齢者や障がい者などへの個別避難計画の策定を進めてまいります。

また、災害発生時の避難情報の伝達手段となる防災行政無線の更新工事に合わせ、スマートフォンやタブレット端末などに迅速な情報発信ができるよう防災情報システムの整備を図ってまいります。

「消防・救急体制の強化による安全・安心なまちづくり」につきましては、消防本部・署庁舎の発動発電設備の稼働時間延長を図るほか、浸水対策のため、高圧受電設備を屋上へ移設するなど、災害時における拠点庁舎としての機能強化を進めるほか、導入から21年が経過いたしました「はしご車」につきまして、大規模なオーバーホールを行い消防力の維持に努めてまいります。

また、消防団につきましては、これまで活動実態に応じた組織体制並びに処遇改善に取り組んできたところであり、昨年度、おおむね完成を見たところであります。そうした中、人口減少により担い手の確保が困難な中でも、十分な活動ができるよう機能別団員制度のほか、機械化や災害対応の高度化を進めながら体制強化に取り組んでまいります。

「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり」につきましては、昨今、目まぐるしく変化し 巧妙化する特殊詐欺や悪質商法からの被害を防ぐため、警察署や関係機関とさらなる連携強化を図 り、被害防止情報の提供と相談の強化に努め、引き続き被害防止対策を講じてまいります。同時に 防犯灯のLED化等により、犯罪がなく安全に住み続けられる生活環境づくりを進めてまいります。 また、犯罪被害者を支援するため、犯罪被害者等見舞金制度を新たに創設し、犯罪被害者に地域 が寄り添い支え合う地域社会の形成を目指してまいります。

他方、市内における交通安全の状況につきましては、事故発生件数が減少傾向にあり、警察署をはじめ、街頭保護活動に従事されている関係者の方々のご尽力のたまものであると考えております。しかしながら、いまだ事故をゼロにするまでには至っておらず、とりわけ高齢者の事故が多いことから、高齢者向けの講習会をはじめ、歩行者や自転車利用者に対して交通安全教室や啓発活動等による交通安全意識の醸成を図るとともに、危険箇所の点検や改良等を進め、交通事故の未然防止に取り組んでまいります。

「美しい自然環境の保全とエネルギー資源を活用したまちづくり」につきましては、大量の温室効果ガスの排出や大規模な森林破壊などの影響により、世界中でこれまでにない気候変動が起きている中、災害の激甚化や、地球温暖化など環境の変化が顕著となり、世界共通の課題として、温室効果ガスを削減する取組が進められています。本市は、令和3年6月にゼロカーボンシティを表明し、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すとしております。そうした中、本市の恵まれた自然を守り、次世代に引き継いでいくため環境保全活動を推進しつつ、本市の広大な森林資源の活用や、村上市及び胎内市沖で計画されている洋上風力発電事業の推進に取り組み、地球温暖化防止と経済成長の好循環につなげてまいります。

「資源が循環し、快適で暮らしやすい生活環境づくり」につきましては、SDGsの理念に基づき、資源循環による持続可能なまちづくりを実現するため、ごみの分別収集やリサイクルの取組を継続し、ごみの減量化と資源化の促進を図ってまいります。

また、旧ごみ処理施設の解体につきましては、関係者と協議を進め、敷地内の残渣撤去、荒川郷 最終処分場の閉鎖とともに、解体工事に着手いたします。

他方、公害の防止につきましては、臭気に対する苦情や不法投棄の実態があることから、臭気測 定や水質検査による監視、また看板設置による周知、パトロールの強化など、関係機関と連携し対 応を進めてまいります。

「水環境を守り続けるまちづくり」につきましては、昨年8月3日からの大雨による災害を踏まえ、それぞれの河川の流域全体で水災害を低減させる新たな対策を講ずるための取組をスタートさせています。下水道事業においては、集中豪雨などによる市街地の浸水被害対策として、烏川雨水幹線整備の加速化と内水浸水想定区域図の作成に着手し、生活環境の安全性の向上に努めてまいります。

また、下水道施設につきましては、村上浄化センターの施設設備の更新により長寿命化を図るほか、南大平地区の農業集落排水処理施設における機能強化を引き続き実施してまいります。

水道事業につきましては、管路台帳及び施設台帳の整備が完了したことから、将来にわたり安定 した事業運営が図られるよう基準となる投資計画を策定し、施設の更新や耐震化を進め、災害に強 い供給体制の確立に努めるとともに、安全で安定した良質な水を供給していくために、経営状況の 見える化を行い、健全な運営を図ってまいります。

「安全で良好な水辺の整備・保全による環境づくり」につきましては、荒川水系及び三面川水系、石川水系をはじめとした市内各河川の流域において、あらゆる関係者が共同して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の推進を図ることとしています。昨年8月3日からの大雨により甚大な被害が発生した荒川水系につきましては、荒川流域治水協議会において緊急治水対策プロジェクトを進めるとともに、普通河川滝矢川の整備を加速させ、市内全域において河川、排水路の堆積土砂の除去など施設の機能保全はもとより、田んぼダムのエリアを拡大するなど地域の皆様の協力も得

ながら、総合的な治水対策を進めてまいります。

「安全で快適な道路環境づくり」につきましては、全線開通に向けて工事が進められている日本 海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」の用地取得率が約99%となり、(仮称)11号トンネルをはじ めとする複数本のトンネル掘削工事のほか、切土・盛土工事、函渠工事などが行われており、周辺 を通行する際にも工事の進捗が日に日に実感できるようになっております。

昨年8月3日からの大雨や12月22日からの大雪による災害では、国道7号、国道345号が通行止めとなり市民生活に大きな影響を与えました。このことからも、災害への備えはもちろん、救急医療活動や産業経済活動にとって、日本海沿岸東北自動車道を基軸とした交通ネットワークは重要な社会インフラであります。引き続き、早期開通に向けてしっかりと取り組んでまいりますので、関係者をはじめ市民の皆様にもご協力いただきますようお願い申し上げます。また、幹線交通網と生活道路の整備促進につきましても、(仮称)府屋インターチェンジにアクセスする市道府屋勝木線の道路改良事業や、市道藤沢停車場線桃崎人道橋の長寿命化対策など、施設の維持管理を計画的に実施し、安全で快適な道路環境整備に努めてまいります。

「誰もが快適で自由に移動できるまちづくり」につきましては、昨年8月3日からの大雨による 災害で不通となっているJR米坂線について、新潟・山形両県をはじめ、米坂線沿線自治体や米坂 線整備促進期成同盟会と連携しながら早期復旧に向け取り組んでまいります。

また、交通空白地域・不便地域における移動手段の確保対策として、山北地域において既存の交通資源をフル活用した新たな公共交通体系による実証運行に取り組んでまいります。再編においては、山北地域の皆様の生活圏となっている鶴岡市鼠ヶ関まで路線バスを延伸するとともに、小型バスや自家用有償旅客運送によるデマンド型交通を導入することにより、地域に合った公共交通ネットワークを形成してまいります。

加えて、市内バス路線及びのりあいタクシーの運行内容の見直しを行い、公共交通機関の利便性 向上に取り組むとともに、せなみ巡回バスの車両更新においては、本市のゼロカーボンシティ実現 に向けた取組の一環として次世代自動車(EVバス)の導入を進めてまいります。

「歴史と伝統を守りながら、快適に暮らせるまちづくり」につきましては、これまでも「村上市景観計画」及び「村上市歴史的風致維持向上計画」に基づき、各地域の歴史や文化を生かしたまちづくりを推進してまいりました。昨年3年ぶりに行われた村上大祭の屋台行事では、歴史的建造物等の外観修景事業が効果を発揮し、村上城下特有の風情や情緒をこれまで以上に感じることができたところであります。さらにまちの魅力を磨き高めるため、引き続き、各地域の特性を生かしたまちづくりを進めてまいります。

村上駅周辺まちづくりにつきましては、既に旧村上総合病院の解体工事が始まっており、令和6年夏頃を完了とする工程が明らかにされています。跡地につきましては、官々連携と官民連携による利活用を検討しており、村上駅前にふさわしい、にぎわい空間を創出する交流の中心となるよう

取り組んでまいります。

また、荒川地域の都市計画道路「南中央線」整備事業につきましても、新潟県が実施する都市計画道路「東大通り線」の整備と連携しながら、早期開通に向けて取り組んでまいります。

「安心と安らぎのある住み心地の良いまちづくり」につきましては、全国的にも課題となっております管理不全の空き家への対策が急務であります。引き続き、空き家の所有者等に適正な管理に努めるよう強く指導・助言を行うとともに、危険が切迫している管理者不在の空き家につきましては、空家対策協議会の委員からご意見をいただきながら適正に対処してまいります。

また、昨年度実施した空き家の実態調査結果を踏まえ、全ての空き家を対象とした、「第2期村 上市空き家等対策計画」を策定し、将来に向けた総合的な仕組みづくりを進めるとともに、空き家 バンク事業によるストック住宅の活用と移住・定住対策に取り組んでまいります。

住環境の整備につきましては、地震に強い安全・安心な住まいづくりのため、木造住宅の耐震化 や屋根の雪下ろしのための命綱固定アンカーの費用に対する補助を継続するとともに、住宅セーフ ティーネットの役割を果たす公営住宅につきましては、老朽化した市営中川原住宅の建て替えに係 る基本設計に着手し、適切な維持・整備を図ってまいります。

続きまして、基本目標3「魅力ある賑わいのまち」につきまして、本年度の主な取組をご説明いたします。

初めに、「村上の食と地域を支える魅力ある農業づくり」についてであります。

人口減少や長期化するコロナ禍、温暖化などの環境変動や異常気象に加え、不安定な国際情勢の 影響も加わり、燃油、肥料、飼料、資材等の価格がかつてないほど高騰するなど、農業を取り巻く 環境は依然として厳しい状況です。

そうした中、国は、「みどりの食料システム戦略」を策定し、生産力の向上と持続性の両立に向け取り組んでおり、あわせて食料の安定供給を図るため食料安全保障の確立を進めています。

「岩船米」の主産地である本市といたしましては、安定的な高品質・良食味米を確保するため、 関係機関と連携した技術指導や情報提供を実施し、非主食用米への転換など需要動向に応じた生産 体制の構築に取り組んでいるところであり、引き続き、農業者の所得向上と生産の高効率化を図る ため、スマート農業など先進的な農業を推進しながら、高収益作物等の栽培技術体系の確立に取り 組んでまいります。

他方、農作物の鳥獣被害が増大する中、防除・環境整備・捕獲の3つを組み合わせた取組や、ICT機器を用いた効率的な捕獲対策と「地域ぐるみの捕獲体制」の構築を推進するとともに、中山間地域の農業につきましても、維持・活性化に向けて継続的な営農体制づくりや、圃場整備事業などによる、農地の近代化と集約化、経営基盤の強化を図ってまいります。

村上ブランド食材を代表する村上牛につきましては、生産者や関係団体などと連携して、ブランドカ向上と生産基盤の強化に向けてより一層、取り組んでまいります。

「豊かな森林を守り育てる林業づくり」につきましては、昨年8月3日からの大雨や、12月22日からの大雪による災害により、市内全域で土砂崩れや倒木、枝折れ・幹折れの被害が確認されており、森林整備の重要性が改めて浮き彫りになりました。

そうした中、森林の多面的な機能を維持・増進に向け、地域住民、森林所有者等が協力して行う、 森林の保全活動を支援するとともに、森林経営管理制度に基づき、経営に適さない森林については、 市において伐採等の森林整備を推進してまいります。

また、効率的かつ効果的な森林整備の実現に向けて、航空レーザー測量による高度な森林資源情報の整備やICT等先端技術を活用したスマート林業の推進、林業サプライチェーンの構築に向け、森林基幹道岩船東部線の整備促進活動や林業経営体が実施する作業道の整備を支援することで素材生産量の拡大と安定供給を図ってまいります。

他方、カーボン・オフセットの取組を活性化するためには、森林整備や木材利用等の森林吸収源 対策が重要であることから、「切って、使って、植える」循環システムの構築及び J クレジットの 創出・拡大を市内林業関係者とともに積極的に進めてまいります。

「豊かな水産資源を活かした魅力ある水産業づくり」につきましては、水産資源の保護と漁業経営の安定化を図るため、稚魚放流事業費補助と漁船備品等の設備投資に伴う利子補給について引き続き支援をしてまいります。市管理の漁港につきましては、漁業者が安全に操業できるよう、防波堤など漁港施設の保全事業を引き続き実施してまいります。他方、昨年8月3日からの大雨による災害により内水面の漁協においては大きな被害を受けたことから、既に復旧工事を完了した、荒川漁業協同組合、大川漁業協同組合に続き、本年度は三面川鮭産漁業協同組合の施設復旧を支援してまいります。

「地域に根ざした商工業により、活気あふれるまちづくり」につきましては、本市が進めるゼロカーボンシティを踏まえ、従来の住宅リフォーム事業に省エネ化のメニューを新たに追加し、環境への配慮と市内経済の活性化に取り組んでまいります。

中小企業者への支援につきましては、相談体制及び経営指導の充実を図りながら、創業や新たな市場への参入、融資制度及び生産性の向上や企業DXの推進の取組などに対し総合的に支援してまいります。

企業誘致につきましては、企業の円滑な事業展開及び規模拡大を支援するほか、若者の関心が高いIT関連、ベンチャー企業、スタートアップ企業等の誘致に取り組んでまいります。

本市の誇りである、村上木彫堆朱や羽越しな布などの伝統的工芸品を産出する伝統産業につきましては、関係団体と連携しながら、魅力ある産業となるよう、新たな商品開発や販路開拓への取組、 人材の育成など生産基盤の強化を支援してまいります。

「地域の魅力を磨き、活かしたおもてなしのまちづくり」につきましては、withコロナといった社会がニューノーマルな状態に変化する中、観光客の回復傾向が見られ、そうした変化に素早

く対応することが求められています。関係者をはじめ、市民の皆様にご協力をいただきながら、村上のファンとなり、リピーターとして幾度も訪れていただけるような観光地となるようさらなる取組を進めてまいります。とりわけ、2025年日本国際博覧会に合わせ関西圏へのPRと、国内外からの誘客に結びつけるため、SNSなどを活用した魅力の発信、特に、本市の強みである豊富な食材の魅力を生かしさらなる観光振興につながるよう取り組んでまいります。

道の駅朝日の整備につきましては、道の駅朝日を「新潟と東北を結ぶゲートウェイ」と位置づけ、 本市の活性化の拠点となるサステナブルで最先端な道の駅を目指し、計画調整や準備を進めている ところであり、引き続き国と歩調を合わせながら、整備を進めてまいります。

「物と人の交流が生まれ、賑わいあふれる港づくり」につきましては、村上市及び胎内市沖で計画されている洋上風力発電事業に関わるメンテナンス基地港として、岩船港が活用されるよう積極的にポートセールスに取り組むとともに、地域の活性化に向け関係団体や産業界と連携し、活力ある港づくりを進めてまいります。また、港湾機能の維持のため、防砂堤の整備や航路しゅんせつなど、新潟県と連携を図りながら港の整備を進めてまいります。

「誰もが働きやすく、やりがいを持って活躍できるまちづくり」につきましては、少子化や進路の多様化により、高校卒業後に地元企業へ就職する若者が減少していることから、岩船郡村上市雇用対策協議会や村上公共職業安定所と協力し、就職ガイダンスやインターンシップ事業、デジタル版企業ガイドブックによる市内企業の情報発信などを行い、企業、学生、UIJターンを検討している方とのマッチングを図るとともに、若者の関心が高いデジタル産業分野の雇用創出に取り組んでまいります。

また、地元企業の雇用と働きやすい職場環境づくりを支援するほか、働くことに対して自信や意 欲を取り戻したい方への支援や働く意欲のある方が就労に結びつくよう、下越地域若者サポートス テーションをはじめとする関係機関と連携し、「誰もが働き、稼げる」仕組みづくりに取り組んで まいります。

続きまして、基本目標 4 「人が輝く郷育のまち」につきまして、本年度の主な取組をご説明いた します。

初めに、「子どもたちを育む学校教育の充実したまちづくり」についてでありますが、児童生徒一人一人のニーズに応えることができる教育環境整備の必要性がますます高まっている中、これまでも非常勤講師や介助員、学校図書館司書等の配置を積極的に進めてきました。本年度は、学校DXと言える校務支援システムが本格稼働することから、教員の事務の負担軽減や効率化を図り、児童生徒に対するきめ細やかな対応にさらに力を注げるよう取り組んでまいります。

また、GIGAスクール構想による教育も3年目を迎え、学校や家庭学習における1人1台端末の活用が日常化しており、引き続き教員の研修やICT支援員の配置、新たな教材の活用による、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指してま

いります。

他方、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することとして、学校部活動の在り方が検討される中、中学校部活動の地域移行につきましては、令和5年度から段階的に移行する方針が国から示され、本市でも本年度から3年間を改革推進期間として、総合型地域スポーツクラブと連携しながら、指導者の確保や運営体制の確立などに努め、完全移行に向けて取り組んでまいります。

また、今般の物価高騰による学校給食費の負担軽減や多子世帯の子育てを支援するため、「学校 給食費負担軽減事業助成金」及び「学校給食費多子世帯軽減助成金」による支援を引き続き実施す るほか、空調設備改修やトイレの洋式化など、計画的に教育環境の整備を進めるとともに、学校運 営協議会やキャリア教育等を通して学校と保護者、地域が一体となり、子どもたちの豊かな成長を 支える「地域とともにある学校づくりの充実」に取り組んでまいります。

「生涯を通じた学びと成果が活かせるまちづくり」につきましては、長引くコロナ禍において、 生活スタイルの変化が見られる中、ICT技術の活用による場所を選ばない各種講座や公民館事業 を実施するほか、学びの成果を発揮できる機会の提供に取り組んでまいります。また、図書館ネットワークシステムの更新による利便性の向上や、バリアフリーに対応した図書の充実を図るととも に、市内大学をはじめとする各種団体等と連携したリカレント教育を推進し、子どもから大人まで 幅広い市民の学びを支援してまいります。

「文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守りつないでいくまちづくり」につきましては、市民が気軽に文化芸術に触れ合い、親しめる機会として村上市美術展覧会を開催するほか、各公共施設において、市民の創作活動による作品を展示するなど、文化芸術活動を支援してまいります。

文化財の保存・活用についてでありますが、数多くの文化財が存在する本市には、広く認知されていない歴史的価値の高いものがあります。中でも、本市の発展に関係の深い北前船関連の文化財は、本市の海岸部はもとより内陸部も含め全域にわたり数多く存在しています。このような本市の歴史的財産に光を当て、地域の発展につなげるとともに、次世代にしっかりと継承していくための取組を進めてまいります。

史跡の保存につきましては、昨年8月3日からの大雨による災害で被災した国史跡平林城跡と県 史跡馬場館跡の復旧や国史跡村上城跡・山元遺跡の保存・整備を推進するとともに、本市の貴重な 文化財への理解や関心度が高まるよう現地説明会や講座等を開催してまいります。

また、昨年3年ぶりの開催となった国重要無形民俗文化財村上祭の屋台行事や、県無形民俗文化 財大須戸能など、まちづくり団体や保存会が行う後継者育成や用具等の整備の支援を行うことによ り、無形民俗文化財の継承に努めてまいります。

さらに、歴史的町並みの保存につきましては、城下町や宿場町の歴史的な町並みを保存し後世に 引き継いでいくため、国の重要伝統的建造物群保存地区の指定に向け、関係機関と連携しながら取 り組んでまいります。

「誰もがスポーツに親しみ、アスリートが育つまちづくり」につきましては、スポーツから生まれる楽しさや喜び、健康増進、さらには地域振興など、スポーツの持つ力と価値が高まるよう総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体と連携し、スポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、荒川総合体育館の耐震大規模改修や、多目的な利用が可能な人工芝グラウンドの整備に係る設計に着手するなどハード面の整備も併せて進めてまいります。

また、全国的に人気が広がっているスケートボードにつきましては、昨年、発足した「全国スケートボード施設連絡協議会」を通じて、全国16の構成自治体と共にスケートボードの普及・発展に努めてまいります。本市のスケートパークにつきましては、若者が集い、夢をかなえる「スケートボードの聖地」を目指しているところであり、スケートボード種目の「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」として、パリ2024オリンピック競技大会で世界の頂点を目指す、日本代表選手の強化活動をサポートしてまいります。そうした取組を進めることにより、ジュニア選手の育成・支援はもとより、スケートボードに親しむ愛好者を含めたスポーツ人口の広がりを図ることとしているほか、官民が協力した「むらかみスケートボードコミッション」等を活用し、大会や合宿誘致、観光との連携、スポーツによる地域の活性化に取り組んでまいります。

続きまして、基本目標 5 「多様性が広がるまち」につきまして、本年度の主な取組をご説明いた します。

「誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」につきましては、一人一人の個の尊重が進められる中で、インターネットやSNSなどによる誹謗・中傷などの人権侵害が深刻化しており、被害者、または加害者にならないよう、人権啓発に取り組んでまいります。

また、人が生まれ持つ生物学的な性別のほかに、「性的指向」や「性自認」については個人により千差万別です。こうした性的マイノリティー(LGBTQ+)の正しい理解や、これまでの慣習にとらわれず、性別によって役割を分担することなく、自らの能力を発揮できる環境の普及・啓発を図るとともに、パートナーシップ制度の導入について準備を進め、本年4月からスタートする「第3次村上市男女共同参画計画」に基づき、「だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合う」地域社会の構築を目指してまいります。

「市民が主役となり自ら活動するまちづくり」につきましては、各地域まちづくり組織を中心に、地域の多くの方々が関わり、地域の課題解決や地域活性化に取り組んでいるところであり、これまで大きな成果を上げてきました。withコロナの時代を迎えたニューノーマルな社会環境を背景とした新たなスタイルで、地域住民が主役となり課題解決に向け多方面で活躍できるよう支援するとともに、地域おこし協力隊や集落支援員の配置、関係人口の創出・拡大、移住定住に向けた取組を推進し、市民協働のまちづくりを進めてまいります。

「市の情報が広く伝えられ、市民の声が届くまちづくり」につきましては、昨年、開設した市公

式ラインを重要な情報発信ツールとして位置づけ、より多くの方に利用していただけるよう、ラインの予約・通報機能を活用して、市民の皆様が申告相談や窓口受付を予約できるよう利便性の向上を図るとともに、市道や公共施設などの破損状況を、直ちに市に通報することで未然に被害を防止するなど、有効な情報ツールとしての活用を推進してまいります。

今後も、SNSやホームページ、市報など、それぞれが持つ特性を生かしながら、多重的な情報 発信に取り組み確実な情報提供に努めてまいります。

「デジタル技術を活用した利便性の高いまちづくり」につきましては、全国的に普及が進むマイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となる重要なツールであり、本市の行政サービスのデジタル化を進める上で重要な役割を果たすことからも、引き続き普及促進に努めてまいります。

デジタル化の推進につきましては、昨年3月に策定した「村上市デジタルトランスフォーメーション推進方針」に基づき、デジタル技術を活用した行政サービスの提供とAI・RPAの利用促進等による事務効率化を迅速に進めるとともに、各種会議をはじめとする各業務のペーパーレス化に向けた環境整備に取り組んでまいります。

また、市民の暮らしをより豊かで便利なものにするため、行政手続のオンライン化や窓口キャッシュレスの拡充、マイナンバーカードを活用したサービス提供に取り組むとともに、高齢者や初心者向けの教室を開催するなど、デジタルディバイド対策を講じてまいります。

「効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり」につきましては、人口減少に歯止めがかからない中、市税や地方交付税等の一般財源収入の減少に加え、物価高騰や災害復旧・復興による新たな経費の発生により、極めて厳しい財政状況が続くことが見込まれています。

このような状況下で、DXの推進による事務事業の改善や行政サービスの向上に努めるとともに、「職員定員適正化計画」に基づき、計画的な職員の適正配置を図るほか、業務量の変動や定年引上げに伴う職員数・年齢構成の変動に対して、効率的で市民のニーズに柔軟に対応できる組織体制を目指してまいります。

また、公共施設マネジメントプログラムによる施設の見直しを進めながら、本市が「持続するまち」であり続けるため、減量経営と充実進化を並行して進める、本来の意味での行財政改革を着実に進めてまいります。

以上が、私の市政運営に当たっての所信と令和5年度の主な事業概要であります。

世界的に脱炭素社会への取組が加速する中、洋上風力発電事業につきましては、村上市及び胎内 市沖が「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」いわゆる 再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定され、現在、事業者の公募が進められています。

温室効果ガスの増加による地球温暖化や気候変動が顕著となる中、私たちの地球を守り、しっかりと次世代に受け継いでいくため、再生可能エネルギーの導入は必要不可欠な政策であります。そうした中、洋上風力発電事業は、温室効果ガスの排出量の縮減に大きく寄与するものと期待をして

おります。加えて、洋上風力発電事業による、新たな産業の創設や、これによる雇用の創出など、 地域経済に与える影響は非常に大きいものと考えております。本市では脱炭素先行地域の認定に向 けた取組などを進めることといたしており、これらの取組とともに、本市が目指す、ゼロカーボン シティの実現を確実なものとするため、再生可能エネルギー政策を推進してまいります。

また、村上市スケートパークがナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定され、さらに昨年11月、第5回マイナビ日本スケートボード選手権大会が開催されたほか、私が会長を務めます「全国スケートボード施設連絡協議会」が設立されたこと、さらには、2025年日本国際博覧会の開催など、本年度は全国・世界へと本市の魅力を発信する最大のチャンスと捉えております。この機会を逃すことなく存分に本市の魅力を発信してまいります。

そうした中、国が進めるデジタル田園都市国家構想総合戦略においては、デジタル実装のフェーズに移行しデジタル化が加速しています。本市におきましても、市民生活の利便性向上のための「暮らしのDX」と農林水産業や観光業、商工業の振興のための「産業のDX」に取り組み、「スマートむらかみ」の実現に向けDXを推進してまいります。

日々、目まぐるしく変化する社会情勢を的確に捉え、適期を逃すことなく施策を講じてまいりますので、市民の皆様及び議員各位におかれましては、特段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) ご苦労さまでございました。 以上で令和5年度村上市施政方針を終わります。 午後1時30分まで昼食休憩といたします。

午後 0時23分 休 憩

午後 1時30分 開 議

○議長(三田敏秋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13 議第13号 令和5年度村上市一般会計予算

議第14号 令和5年度村上市土地取得特別会計予算

議第15号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計予算

議第16号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算

議第17号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計予算

議第18号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第19号 令和5年度村上市介護保険特別会計予算

議第20号 令和5年度村上市上水道事業会計予算

議第21号 令和5年度村上市簡易水道事業会計予算

#### 議第22号 令和5年度村上市下水道事業会計予算

○議長(三田敏秋君) 日程第13、議第13号から議第22号までの10議案を一括して議題といたします。 理事者から提案理由の説明を求めます。 市長。

#### 〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第13号から議第22号までの10議案につきま して、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、令和5年度の村上市各会計予算案についてであります。災害からの復旧・復興 を最優先としながらも、第3次村上市総合計画をはじめとした各種計画の理念や目標を踏まえ、着 実に歩み続けるための予算編成を行ったところであります。

令和5年度当初予算案の規模といたしましては、一般会計は358億円、特別会計は6会計で150億3,869万円、企業会計は3会計で110億4,211万2,000円、全会計の合計では618億8,080万2,000円となります。

予算案の内容につきまして、会計ごとに順次申し上げます。初めに、議第13号は村上市一般会計予算案であります。予算の総額は358億円で、前年度当初予算と比較すると予算総額でプラス5.3%、18億円の増額となります。この要因といたしましては、災害復旧事業費で9億5,814万円、前年度比較で9億5,813万7,000円の増額となったほか、普通建設事業費で防災行政無線設備更新事業、道の駅朝日拡充事業、子育て支援拠点施設整備事業、総合体育館の耐震・大規模改修事業などで34億7,956万4,000円を計上し、前年度比プラス11.6%、3億6,205万1,000円の増額となっております。また、人件費では、保育園職員人件費や災害派遣職員人件費、消防団員報酬の増などに伴い、前年度比プラス4.3%、2億7,632万4,000円の増額となっております。

第2条では継続費を、第3条では債務負担行為を、第4条では地方債の起債の目的及び限度額等を、第5条では一時借入金の借入れ最高額を30億円と定めたところであります。

それでは、予算の概要から主なものを前年度と比較して申し上げます。歳入では、第1款市税で、固定資産税の課税誤り分の計上額減額などにより、マイナス1.6%、64億9,896万6,000円を見込みました。第2款地方譲与税から第10款地方特例交付金までは、総務省が発表する地方財政の見通しなどを参考に算定し、第11款地方交付税では、国の臨時財政対策債発行抑制に伴う普通交付税への振替及び災害経費に係る特別交付税の増額などにより、プラス0.9%、138億900万円を計上いたしました。第15款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などにより、マイナス5.3%、30億1,730万7,000円を、第16款県支出金では、林道施設災害復旧事業補助金の増などにより、プラス12.2%、24億465万6,000円を見込み、第18款寄附金では、ふるさと納税寄附金の増により、プラス42.3%、5億500万4,000円を計上いたしました。第19款繰入金では、基金繰入金で財政調整基金から12億円、減債基金から1億9,490万円を繰り入れることとしておりますが、社会

福祉基金、環境衛生基金、義務教育施設設備整備基金からの繰入金の減などにより、マイナス9.5%、18億4,820万3,000円を計上いたしました。第22款市債では、臨時財政対策債の減はあるものの、防災行政無線設備更新事業や道の駅朝日拡充事業、子育て支援拠点施設整備事業などの建設事業債のほか、農地農業施設等に係る災害復旧事業債などにより、プラス100.1%、30億9,290万円を計上いたしました。

次に、歳出では、第2款総務費で32億4,956万8,000円、賦課徴収経費、新型コロナウイルス感染 症緊急対策経費などの減により、マイナス5.5%、1億9,039万5,000円の減額とし、第3款民生費で は100億9,997万7,000円、保育園職員人件費、子育て支援拠点施設整備事業経費などの増により、プ ラス2.5%、2億4,416万6,000円の増額としております。第4款衛生費では25億3,367万9,000円、新 型コロナウイルスワクチン接種事業経費、最終処分場運営経費、旧ごみ処理場解体事業経費などの 減により、マイナス16.7%、5億855万6,000円の減とし、第6款農林水産業費では27億4,849万 6,000円、農地等経費などの減により、マイナス1.8%、5,123万9,000円の減額といたしております。 第7款商工費では16億7,847万3,000円、ふるさと納税経費、みどりの里経費などの増により、プラ ス14.4%、2億1,116万9,000円の増額とし、第8款土木費では44億2,925万9,000円、道路対策事業 経費、臨時経済対策事業経費の減などにより、マイナス2.3%、1億407万2,000円の減額といたして おります。第9款消防費では23億5,574万9,000円、消防庁舎管理経費、防災行政無線管理経費など の増により、プラス40.6%、6億8,036万6,000円の増額とし、第10款教育費では35億8,824万円、中 学校施設改修経費、体育施設経費などの増により、プラス12.8%、4億673万1,000円の増額といた しております。第11款災害復旧費では9億5,814万円、農地農業施設及び林業施設災害復旧費などの 増により9億5,813万7,000円の増額とし、第12款公債費では36億3,061万9,000円、プラス3.0%、1 億736万5,000円の増額、第13款諸支出金では2億2,686万2,000円、ふるさと応援基金積立金の増に より、プラス27.4%、4,880万5,000円の増額となったところであります。

続きまして、特別会計の予算案について申し上げます。議第14号は、村上市土地取得特別会計の 予算案であります。予算の総額は499万円とし、前年度比1,000円の増額であります。

歳入では、第1款財産収入で2万7,000円を、第2款土地開発基金借入金では496万2,000円をそれ ぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款財産取得費で、都市計画道路市道南中央線道路用地取得に係る経費として土地 取得事業経費496万2,000円を、第2款諸支出金では土地開発基金積立金などで2万7,000円をそれぞ れ計上いたしました。

次に、議第15号は村上市情報通信事業特別会計の予算案であります。予算の総額は3億8,500万円 とし、前年度比プラス26.2%、8,000万円の増額であります。

歳入では、第1款分担金及び負担金で情報通信施設負担金40万7,000円を、第2款使用料及び手数料では情報通信施設使用料などで5,091万2,000円をそれぞれ計上いたしました。第3款繰入金では

一般会計繰入金1億9,326万2,000円を、第5款諸収入では光伝送路等貸付料などで3,371万8,000円を、第6款市債では情報通信施設整備事業債1億670万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で、施設管理費などで3億8,042万3,000円を、第2款公債費では起債の 元利償還金257万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第16号は村上市蒲萄スキー場特別会計の予算案であります。予算の総額は1億6,650万円 とし、前年度比プラス210.1%、1億1,280万円の増額であります。

歳入では、第1款売上金で30万円を、第2款使用料及び手数料では921万円を見込み、第3款繰入 金では一般会計繰入金5,605万1,000円を、第5款諸収入ではスキー貸出料などで283万8,000円を、 第6款市債ではスキー場整備事業債9,810万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で、蒲萄スキー場運営経費などで1億5,704万1,000円を、第2款公債費では起債の元利償還金925万9,000円をそれぞれ計上をいたしました。

次に、議第17号は村上市国民健康保険特別会計の予算案であります。予算の総額は53億700万円と し、前年度比マイナス3.3%、1億7,840万円の減額であります。

歳入では、第1款国民健康保険税で9億2,231万4,000円を、第5款県支出金では保険給付費等交付金39億3,379万6,000円を、第7款繰入金では一般会計繰入金4億3,128万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で、総務管理費などで9,068万6,000円を、第2款保険給付費では一般被保険者療養給付費などで38億5,640万1,000円を計上し、第3款国民健康保険事業費納付金では医療給付費分などで12億7,177万4,000円を、第4款保健事業費では保健事業経費で7,066万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第18号は村上市後期高齢者医療特別会計の予算案であります。予算の総額は8億1,420万円とし、前年度比プラス1.4%、1,150万円の増額であります。

歳入では、第1款後期高齢者医療保険料で5億7,928万8,000円を、第3款繰入金では一般会計繰入金2億2,716万7,000円を、第5款諸収入では県後期高齢者医療制度特別対策補助金などで769万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で、総務管理費などで1,526万8,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金では7億8,910万6,000円を、第3款保健事業費では保健事業経費901万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第19号は村上市介護保険特別会計の予算案であります。予算の総額は83億6,100万円とし、 前年度比マイナス1.9%、1億5,800万円の減額であります。

歳入では、第1款保険料で介護保険料15億9,272万4,000円を、第2款分担金及び負担金では給食サービス事業負担金などで1,058万9,000円を、第4款国庫支出金では介護給付費負担金などで20億7,747万3,000円を計上し、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金などで21億6,098万5,000円

を、第6款県支出金では介護給付費県負担金などで12億173万6,000円を、第8款繰入金では一般会計繰入金などで13億1,657万6,000円をそれぞれ計上をいたしました。

歳出では、第1款総務費で、認定調査費などで1億8,458万3,000円を、第2款保険給付費では施設介護サービス給付費などで78億7,340万7,000円を、第3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業費などで3億3万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第20号は村上市上水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数2万716戸、年間総給水量582万3,489立方メートルを予定をいたしております。

収益的収支予算では、事業収益を11億4,193万7,000円、事業費用を11億2,510万2,000円とし、利益は1,683万5,000円を予定をいたしております。

資本的収支予算では、資本的収入を 3 億8,089万1,000円、資本的支出を 8 億6,553万8,000円とし、 主な事業といたしましては、拡張事業として村上地区の愛宕山配水池における設備改良工事を実施 いたします。改良事業といたしましては、引き続き老朽管更新工事を行うほか、新潟県が施工する 県道岩船港線防災安全工事に伴い支障となる配水管の撤去工事を実施をいたします。収支差引き不 足額 4 億8,464万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、議第21号は村上市簡易水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数3,908戸、年間総給水量は90万2,228立方メートルを予定をいたしております。

収益的収支予算では、事業収益及び事業費用を同額の3億4,119万6,000円としております。

資本的収支予算では、資本的収入を1億7,190万6,000円、資本的支出を2億9,602万3,000円とし、主な事業といたしましては、改良事業として山北地区における老朽管更新工事を引き続き行うほか、新潟県が施工する県道村上朝日線改良工事に伴い支障となる送水管の移設工事に伴う実施設計業務を実施いたします。収支差引き不足額1億2,411万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

最後に、議第22号は村上市下水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、接続戸数1万7,980戸、年間有収水量は546万1,688立方メートルを予定しております。

収益的収支予算では、事業収益及び事業費用を同額の39億400万円といたしております。

資本的収支予算では、資本的収入を31億5,113万2,000円、資本的支出を45億1,025万3,000円とし、 主な事業といたしましては、市街地の浸水対策として烏川雨水幹線整備事業を推進するほか、公共 下水道村上浄化センターや南大平地区農業集落排水処理施設の改築更新工事を引き続き実施いたし ます。収支差引き不足額13億5,912万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとする ものであります。

以上、令和5年度の村上市各会計の予算案につきまして一括してご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) 以上で議第13号から議第22号までの提案理由の説明を終わります。

日程第14 議第23号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について 議第24号 せなみ巡回バス車両購入契約の締結について

○議長(三田敏秋君) 日程第14、議第23号及び議第24号の2議案を一括して議題といたします。 理事者から提案理由の説明を求めます。 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第23号及び議第24号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第23号は村上市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までを計画期間として策定したものであります。このたびの計画変更につきましては、本市の持続的発展に向けて基本目標や登載事業の変更を行い、これらの事業について国の財政支援措置を受けようとするものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、議会のご議決を求めるものであります。

次に、議第24号は、せなみ巡回バス車両購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会のご議決を求めるものであります。バス車両につきましては、契約から納入までの長期間を要する状況であることから、債務負担行為に基づき契約を締結するものであります。購入予定のバス車両は1台であり、入札につきましては、令和5年1月19日に指名競争入札を執行したところ、入札が不調となったため、村上市財務規則第133条第3項第8号の規定により、最低の価格で入札を行ったビーワイディージャパン株式会社と随意契約により3,240万9,223円で仮契約を締結したものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから一括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号及び議第24号の2議案については、議案付託表のとおり、 会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議第25号 村上市障がい者計画等審議会条例制定について

議第26号 村上市成年後見制度利用促進協議会条例制定について

議第27号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例の一部を改正する 条例制定について

- 議第28号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第29号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第30号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について
- 議第31号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第32号 村上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 議第33号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について 議第34号 荒川いこいの家条例を廃止する条例制定について
- ○議長(三田敏秋君) 日程第15、議第25号から議第34号までの10議案を一括して議題といたします。 理事者から提案理由の説明を求めます。 市長。

## 〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第25号から議第34号までの10議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第25号は村上市障がい者計画等審議会条例制定についてであります。令和5年度において第4次村上市障がい者計画、第7期村上市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定を進めることといたしておりまして、計画の円滑な策定及び障がい者施策の推進を図るため、村上市障がい者計画等審議会を設置するに当たり必要な事項を定めるものであります。

次に、議第26号は村上市成年後見制度利用促進協議会条例制定についてであります。本案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査・審議するため、村上市成年後見制度利用促進協議会を設置するに当たり必要な事項を定めるものであります。

次に、議第27号は村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。村上市男女共同参画計画が令和5年度から第3次計画としてスタートするに当たり、計画策定委員会を審議会に名称を変更するとともに、所掌事務に計画策定後の進捗に関する審議を加えることで第3次計画の着実な実行を図っていくこととするものであります。

次に、議第28号は村上市保育園条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和5年4月1日からこども家庭庁が設置されることとなり、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、変更となった法律の引用部分について所要の改正を行うものであります。

次に、議第29号は村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。他県において保育所の送迎バスに園児が置き去りにされ亡くなるという痛ましい事件が発生したことを受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和4年12月28日に公布されました。これにより、児童福祉施設における安全計画の策定や、児童の送迎を目的とする自動車への乗車及び降車の際に点呼等により児童の所在を確認することが義務化されたため、当該規定を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議第30号は村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第29号と同様に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、児童福祉施設における安全計画の策定や、乳幼児の送迎を目的とする自動車に対して乳幼児の見落としを防止する装置を使用することが義務化されたため、所要の改正を行うものであります。また、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行され、親権者の懲戒権の規定が削除されたことに伴い、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議第31号は村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第28号と同様に、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、法律の引用部分について改正を行うほか、議第30号と同様に、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されたことに伴い、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するものであります。

次に、議第32号は村上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてであります。 本案につきましても、議第28号と同様に、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関す る法律が公布されたことに伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正され、引用している条項が変 更となるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第33号は村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。令和5年4月から全国一律で出産育児一時金が引き上げられることとなり、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、村上市国民健康保険条例の出産育児一時金の支給額について、所要の改正を行うものであります。

最後に、議第34号は荒川いこいの家条例を廃止する条例制定についてであります。本施設は、市 民の健康増進、余暇活動の向上及び憩いの場の提供を目的とした施設であり、関川村大字湯沢地内 に設置しております。旧荒川町が民間から譲り受けた旧建物が老朽化したため、建て替えにより平 成22年4月から現在の建物となったものでありますが、令和4年8月3日からの大雨により湯沢地 内を流れる湯蔵川が氾濫し、大量の流木と土砂によって施設は甚大な被害を受けました。被災から これまでの間、施設の今後について検討してまいりましたが、復旧に係るコストや利用者の減少等 の課題を含め、公共施設マネジメントプログラムの中で再検討した結果、施設を廃止することといたしたものであります。なお、本施設廃止後は、瀬波温泉に設置している老人福祉センターあかまつ荘を代替施設とし、これまで荒川いこいの家を利用していただいた方にとりましても利用しやすい体制整備を行っていくことといたしております。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(三田敏秋君) これから一括質疑を行います。1番、上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) 議第25号 村上市障がい者計画等審議会条例制定について幾つか教えてくだ さい。

既に計画策定委員会というのは、常に計画をつくるときにはできていると思うのですけれども、 今回条例にするということは、所掌事務の中にも計画の策定だけではなくて推進に関することも行 うということもありますので、単なる策定委員会ではなくて条例に基づく審議会ということで、位 置づけをはっきりして、権限もしっかりする、そういう格付をしっかりするみたいな、そういう意 味合いで審議会を条例化したというふうに考えてよろしいでしょうか。

- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) そのとおりでございます。
- ○議長(三田敏秋君) 上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) では、お見込みのとおり、ありがとうございました。

それともう一つ、委員で、私、総合計画の委員さんにも公募の委員さんというのがあったかと思うのですけれども、ここに公募というふうには書いてありませんけれども、(10)の前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者というところで、例えば今後の検討結果によっては、何か地域代表者とか、(1)から(9)までに関わる人もいるのかな、それから関心のある市民の方でぜひ関わりたいという方もいるのかなと思うのですけれども、その辺、公募みたいなことというのは今後検討、検討した結果あれだと思いますけれども、検討する余地というのはあるのでしょうか。

- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) まず、より専門性が求められる分野だというふうに理解をしています。その中で、今回学識経験者、特にその分野にたけていらっしゃる方を中心として、より深掘りをできるような形の計画策定に持っていきたい、それをしっかりと進行管理していきたいということでありますので、公募による意見聴取、それを委員として受け入れるのか、例えばいろんな形で情報を収集するのか、様々な手法あると思いますので、今後の検討の余地はあると思いますけれども、今般はこの形でスタートをするという考え方であります。
- ○議長(三田敏秋君) 上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) では、最後の質問といいますか、要望も含めてなのですが、やはり地域共生

社会の中で障がいのある方も受け入れていかなくてはいけないと思いますので、区長さんとか、自 治会長さんとか、そういう地域団体関係の方も必要なのかなという気がするので、ぜひ公募といい ますか、(1)から(9)まででなかなか読み取れないところも(10)でぜひ幅広く、市代表とし て取り入れていただければありがたいかなということで、これ要望ということで終わらせていただ きます。ありがとうございました。

○議長(三田敏秋君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第25号から議第34号までの10議案については、議案付託表のと おり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第16 議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算(第16号)

○議長(三田敏秋君) 日程第16、議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算(第16号)を議題 といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第35号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第35号は、令和4年度村上市一般会計補正予算(第16号)についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ39億9,750万円を減額し、予算の規模を471億9,060万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、災害関連事業費の調整により、国県支出金及び市債並びに財 政調整基金繰入金等を減額し、電気料高騰等による指定管理料や公営企業会計繰出金を追加するほ か、各事業における精算及び精算見込みに伴う経費の調整を行うものであります。

歳入におきましては、第1款市税で固定資産税1億369万5,000円を減額し、第11款地方交付税では普通交付税463万2,000円を、第13款分担金及び負担金では消防管理運営費負担金などで936万円をそれぞれ追加しようとするものであります。第15款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧事業費負担金などで3億8,894万2,000円を、第16款県支出金では農地農業用施設災害復旧事業費補助金などで14億5,625万5,000円をそれぞれ減額し、第18款寄附金では、ふるさと納税寄附金などで1,322万円を追加し、第19款繰入金では財政調整基金繰入金などで5億1,920万円を、第22款市債では農地農業施設災害復旧事業債などで15億5,805万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で、賦課徴収経費などで1億3,479万7,000円を、第3款民生

費では被災住宅応急修理事業経費などで3億9,994万円をそれぞれ減額し、第4款衛生費では上水道事業会計繰出金などで5,342万2,000円を追加しようとするものであります。第6款農林水産業費では、農地等経費などで3億4,223万2,000円を、第7款商工費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費などで674万5,000円を、第8款土木費では道路維持管理経費などで687万1,000円を、第11款災害復旧費では農地農業施設災害復旧費などで31億6,531万8,000円をそれぞれ減額するほか、第13款諸支出金では基金積立金でふるさと応援基金積立金500万円を追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費は、農地農業施設災害復旧費など、翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしました。

第3条、地方債の補正は、歳入欠かん等債などを追加するほか、災害復旧事業債などの限度額を 変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号については、令和4年度一般会計予算付託表のとおり、 会議規則の規定によって一般会計予算・決算常任委員会に付託をいたします。

日程第17 議第36号 令和4年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)

議第37号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第5号)

議第38号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第6号)

議第39号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第40号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算(第4号)

議第41号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第5号)

議第42号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(三田敏秋君) 日程第17、議第36号から議第42号までの7議案を一括して議題といたします。 理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第36号から議第42号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第36号から議第42号は、令和4年度村上市特別会計及び公営企業会計の補正予算についてであります。

初めに、議第36号は令和4年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてであります。 歳入歳出予算の総額からそれぞれ496万2,000円を減額し、予算の規模を2万7,000円にしようとする ものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第2款土地開発基金借入金で496万2,000円を、 歳出におきましては、第1款財産取得費で土地取得事業経費496万2,000円をそれぞれ減額しようと するものであります。

次に、議第37号は令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。補正の内容といたしましては、既決予算の財源として市債を追加することに伴い、歳入予算の組替えを行うものであり、歳入歳出予算の総額に増減はありません。

歳入におきましては、第3款繰入金で一般会計繰入金680万円を減額し、第6款市債では情報通信 施設整備事業債680万円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、増減はありません。

第2条、地方債の補正は、情報通信施設整備事業債の限度額を変更しようとするものであります。 次に、議第38号は令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第6号)についてでありま す。補正の内容といたしましては、既決予算の財源として市債を追加することに伴い、歳入予算の 組替えを行うものであり、歳入歳出予算の総額に増減はありません。

歳入におきましては、第3款繰入金で一般会計繰入金2,030万円を減額し、第6款市債ではスキー 場整備事業債2,030万円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、増減はありません。

第2条、繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用できる経費を計上をいたしました。

第3条、地方債の補正は、スキー場整備事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議第39号は令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。 歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,400万円を追加し、予算の規模を57億540万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第5款県支出金で保険給付費等交付金、普通 交付金分2億1,400万円を、歳出におきましては、第2款保険給付費で一般被保険者療養給付費2億 1,400万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第40号は令和4年度村上市上水道事業会計補正予算(第4号)についてであります。収益的収入及び支出において、収入では、令和4年8月3日からの大雨による災害等による水道料金の減収分について、営業収益から4,500万円を減額し、一般会計からの繰入金である他会計補助金では、災害減免分のほか、電気料金の高騰により増加した動力費の予算不足分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、合わせて3,864万1,000円を追加し、総額を11億8,832万1,000円にしようとするものであります。支出では、令和4年度の消費税及び地方消費税の

納付予定額の不足分により100万円を追加し、総額を11億8,763万2,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出において、収入では、災害復旧費において、査定対象事業費の確定に伴い、 災害復旧事業債と国庫補助金合わせて2,882万2,000円を減額し、総額を8億6,999万円にしようとす るものであります。支出では、災害復旧費を1億円減額し、総額を14億7,839万4,000円にしようと するものであります。なお、不足する額6億840万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の内部 留保資金で補填しようとするものであります。

次に、議第41号は令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第5号)についてであります。 収益的収入及び支出において、収入では、令和4年8月3日からの大雨による災害等による水道料 金の減免分について、営業収益から198万1,000円を減額し、一般会計からの繰入金である他会計補 助金では、災害減免分のほか、電気料金の高騰により増加した動力費の予算不足分について、新型 コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、合わせて1,478万1,000円を追加し、総額 を3億7,887万2,000円にしようとするものであります。支出では、修繕費の不足分として300万円を 追加し、総額を3億6,907万2,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出において、収入では、災害復旧費において、査定対象事業費の確定に伴い、 災害復旧事業債と国庫補助金の差引き1,050万円を減額し、総額を4億7,129万8,000円にしようとす るものであります。支出では、災害復旧費を8,000万円減額し、総額を5億8,101万円にしようとす るものであります。なお、不足する額1億971万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の内部留 保資金で補填しようとするものであります。

最後に、議第42号は令和4年度村上市下水道事業会計補正予算(第4号)についてであります。 収益的収入及び支出において、収入では、令和4年8月3日からの大雨による災害による下水道使 用料の減免分について、営業収益から845万5,000円を減額し、一般会計からの繰入金である他会計 補助金では、災害減免分のほか、電気料金の高騰により増加した動力費の予算不足分について、新 型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、合わせて5,345万5,000円を追加し、総 額を40億1,090万1,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出において、収入では、国の補正予算(第2号)活用事業の財源として国県補助金と建設改良事業債を追加するほか、災害復旧費においては、査定対象事業費の確定に伴い、国庫負担金と災害復旧事業債の減額を行い、差引き 4億6,800万円を減額し、総額を37億7,606万8,000円にしようとするものであります。支出では、国の補正予算活用事業による建設事業費を3,330万円追加するほか、災害復旧費を 5億3,500万円減額し、総額を52億365万2,000円にしようとするものであります。なお、不足する額14億2,758万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第36号から議第42号までの7議案については、令和4年度特別会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長(三田敏秋君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から施政方針及び議第13号から議第22号までの令和5年度一般会計及び各特別会計、事業会計予算に対する代表質問を行いますので、定刻までにご参集を願います。

大変長時間にわたりご苦労さまでございました。

午後 2時21分 散 会